

公立大学法人山梨県立大学理事長の選考及び解任等に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人第2107号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）第10条第7項及び第12条第1項の規定に基づき、山梨県立大学の学長となる公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考及び解任等に関して必要な事項を定める。

(理事長の選考)

第2条 理事長の選考は、定款第10条第3項の規定により、理事長選考会議が行う。

(理事長の選考時期)

第3条 理事長選考会議は、次のいずれかに該当するときは、理事長の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長の選考は、前項第1号に該当する場合は任期満了の日の概ね2月前までに、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は速やかに開始する。

(理事長候補者の推薦)

第4条 前条の規定により理事長の選考が開始された時には、理事長選考会議は、経営審議会委員、法人の役員及び常勤の職員を有資格者とし、有資格者に対して理事長候補適任者の推薦を求めるものとし、推薦有資格者名簿を作成、縦覧に供するものとする。

2 前項に規定する法人の役員及び常勤の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 法人の役員は、理事長、副理事長及び理事とする。
- (2) 常勤の職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務局職員（有期雇用職員を除く）とする。ただし、特任教員を除く。

3 第1項の推薦有資格者名簿は、経営審議会委員、法人の役員、各学部、研究科、並びに事務局職員ごとに五十音順に作成するものとする。

(理事長の選考基準)

第5条 理事長の選考は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することのできる能力及び法人の経営管理能力を有する者であって、前条により推薦のあった者のうちから行わなければならない。

(理事長の選考方法等)

第6条 理事長の選考方法等は、理事長選考会議が別に定める。

(理事長の任期)

第7条 理事長の任期は4年とし、1回に限り再任することができる。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えることができない。

(理事長の解任の申出)

第8条 理事長選考会議は、理事長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他理事長たるに適しないと認められるときは、理事長の解任を山梨県知事に申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 理事長の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、理事長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。

(理事長の解任申出手続)

第9条 理事長の解任申出手続きについては、理事長選考会議が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃する場合は、理事長選考会議の議事において、理事長選考会議の委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任等に関し必要な事項は、理事長選考会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初の理事長の任期は、第6条の規定にかかわらず、3年とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月10日から施行する。